

海岸漂着物対策専門家会議（第7回）

平成25年2月15日

## 海岸漂着物対策専門家会議（第7回）

平成25年2月15日（金）15：01～16：30

環境省第1会議室

### 議 事 次 第

#### 【議 題】

1. 漂流・漂着ごみ対策関連予算案とりまとめについて
2. 法施行状況及びグリーンニューディール基金執行状況について
3. 海岸漂着物処理推進法についての検討
  - (1) 論点整理
  - (2) 海岸漂着物処理推進法及び基本方針の評価
  - (3) 見直しの検討
4. その他

#### 【資料一覧】

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 資料1     | 海岸漂着物対策専門家一覧             |
| 資料2     | 漂流・漂着ごみ対策関連予算案とりまとめ      |
| 資料2 - 1 | 治山対策                     |
| 資料2 - 2 | 海岸漂着物地域対策推進事業            |
| 資料3     | 法施行状況及びグリーンニューディール基金執行状況 |
| 資料4     | 海岸漂着物対策専門家会議（第6回）委員コメント  |
| 資料5     | 海岸漂着物処理推進法及び基本方針評価表      |
| 参考資料1   | 海岸漂着物処理推進法及び概要           |
| 参考資料2   | 海岸漂着物処理推進法基本方針           |
| 参考資料3   | 第6回海岸漂着物対策専門家会議議事録       |

午後 3 時 0 1 分 開会

多田海洋環境室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 7 回海岸漂着物対策専門家会議を開催いたします。

本日は、一般社団法人 JEAN の小島委員、リバーフロント整備センターの竹村委員、全日本漁港建設協会の長野委員、鹿児島大学の藤枝委員からご欠席のご連絡をいただいております。そのほかは全ての委員にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

私は、事務局の環境省水・大気局水環境課海洋環境室で室長補佐をしております多田と申します。

まずは、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

議事次第の下のところ資料一覧というふうにありますけれども、クリップを外していただいて、資料 1 が専門家一覧、資料 2 が予算案のとりまとめ、その後に資料 2-1 で治山対策の資料、資料 2-2 で海岸漂着物地域対策推進事業、資料 3 が法施行状況及び地域グリーンニューデール基金の執行状況の冊子になります。資料 4 が海岸漂着物対策専門家会議（第 6 回）の委員のコメント、資料 5 が A3 になりますけれども、海岸漂着物処理推進法及び基本方針評価表。その後に参考資料 1 としまして海岸漂着物処理推進法及び概要、参考資料 2 で海岸漂着物処理推進法基本方針、参考資料 3 で第 6 回海岸漂着物対策専門家会議の議事録となっております。

資料に不備がございましたら、事務局にお申しつけください。また、本日の会議は、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、これより議事進行につきましては、座長である兼廣先生にお願いいたします。

兼廣座長 座長、議事進行を務めさせていただきます兼廣です。よろしくお願いいたします。

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。時間も限られておりますので、早速、議題に入らせていただきたいと思います。議事の進め方ですけれども、委員の先生方には前回に引き続いて、海岸漂着物処理推進法の見直しの検討を今日ご検討いただいて、ご意見等を伺いたいと思います。

前回から更新された情報等もございますので、まず、事務局から資料について一通りご説明をいただき、その内容を踏まえた上で委員の先生方からご意見・ご指摘等をいただければと考えております。

座って進めさせていただきます。

それでは、早速ですけれども、議題の 1 番目、漂流・漂着ごみ対策関連予算案とりまとめについて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

森海洋環境室長 お手元の資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。前回の専門家会議におきまして、平成25年度当初予算及び平成24年度補正予算の政府案ということで資料をお出ししておりましたけれども、その後、補正予算につきましては、昨日、衆議院を通過したということと、25年当初予算につきましても先月末に閣議決定がされたということで、おおむね金額等が確定しております、それに従いまして修正を行っております。

それで、修正したものにつきまして説明をしてみたいと思いますが、まず、1ページ目の発生源対策の災害に強い森林づくりの推進（治山事業）ということで、これにつきましては平成24年度の1次補正で615億6,300万円計上されたということと、当初745億7,700万円の要求であったのが、政府案としましては、695億2,000万円というふうな金額になったということでございます。

それから、容器包装リサイクルにつきましても、3億5,300万の要求であったということが、3億2,200万の内数というふうになっているということでございます。

それから、次のページへ行っていただきまして、直轄の河川における漂流・漂着問題の取組ということですが、これにつきましても6,391億1,400万の要求だったのが、6,122億3,600万という数字になったということでございます。

それから、次の海洋における漂流ごみや油の回収が、1,953億2,700万が1,731億9,200万円の内数というふうになったということでございます。

それから、次のページに行ってくださいと、水産環境整備事業、これが平成24年度の1次補正で106億3,400万円計上されているということと、当初の要求が109億2,800万円プラス5億5,100万円だったのが93億5,700万円プラス5億5,100万円になったということでございます。

それから、一番下の海岸漂着物対策推進事業が、これは100億円というのが新しく入っているということです。

それから、次のページで、循環型社会につきましても、これが24年の補正予算で167億1,200万円の内数というのが計上されているということと、当初の予定で675億6,200万円であったものが、354億4,800万円というふうな数字になったということでございます。

最後、環境研究総合推進費、一番下でございますけれども、これが10億円の要求だったのが7億7,300万円の内数というふうになったということでございます。

それで、お手元の資料の2-1につきましては、これの3ページ目のところが治山事業ということで、615億6,300万円というところの数字が入っているということでございます。

それから、資料の2-2が海岸漂着物地域対策推進事業で、これは環境省の予算ですけれども、新しく100億円入ったもののポンチ絵ということで、地域計画の策定につきましては、地域グリーンニューディール基金においては、今まで10分の10の補助率でしたが、これにつきましては2分の1補助に今、補助率を下げたと。それで、ほかのものにつきましては、従前どおり10分の10で対応していただくということで事業を組んでおるということでございます。

以上です。

兼廣座長 はい。よろしいでしょうか。ご報告ありがとうございます。ただいま、漂流・漂着ごみの対策関連の補正予算の概要について、事務局のほうからご紹介いただきましたが、この内容について、ご意見等ございますでしょうか。

はい、渡邊先生、どうぞ。

渡邊委員 座長、ありがとうございます。

グリーンニューディールの60億円の後が一体どうなるのかと非常に心配しておったわけですが、今回、補正で100億円の予算を付けられたということで、これは大変なことではございますが、本当に事務局のご努力のたまものだと思います。敬意と感謝の意を表します。

その上で、無理かなという感じもするのです。一つお願いがあります。60億を3年間使って一体どうなったのかということと考えますと、もともとそうだとすればそうなんですけれども、流れてきた漂着ごみの処理に追われて、予算が終わったらまたごみがたまっているというようなことが起きているんじゃないかと思うんですね。今回の予算も15カ月予算ということで、そうなりますと、思い切って漂着物の処理にお金を使って、またその後はどうしましょうかということになるような気がするんです。ごみの問題というのは、処理をすればそれで終わりということではなくて、発生をどう抑えるかという啓発・教育、こういったことが非常に重要でありますし、ボランティアを育てるといようなことも重要であります。百億円の予算がそもそも景気対策としてついたということからして、15カ月予算を変えるのはなかなか難しいとは思いますが、できるだけ恒久的に使えるような形で、知恵を出していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

兼廣座長 いかがでしょうか、今ご指摘の点について。

森海洋環境室長 はい。お褒めいただいて、まずありがたく思います。

それで、執行の期間でございますが、15カ月で最初要求をしております、表向きというか予算上はそういう執行になっておりますけれども、財務省との協議において、実施要領上は平成26年度も実施できるという形になっておりまして、期間的には1年長くできますという

ことでございます。さらに、その実施要領を今検討している段階なんですけれども、そこにおきまして、発生抑制対策についても各都道府県で取り組んでいただくように明示的にそこの中に入れましたので、各都道府県において、そういった対策を考えてやっていただくというメニューを考えてもらうということにしております。

兼廣座長 はい、ありがとうございます。今の100億円の内訳の中で、補助率が2分の1と10分の10というのは、これは総金額100億円の中の内訳とかというのはあるんですか。

森海洋環境室長 特にございませんので、計画が既につくられている県におかれましては、全額回収とか発生抑制対策に使うことが可能でございます。

兼廣座長 いかがでしょうか。ほかにございますか。

また後ほどご質問いただければと思いますので、次の議題2に移らせていただきたいと思います。議題2の法施行状況及びグリーンニューディール基金の執行状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

森海洋環境室長 はい。お手元の資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、漂着物処理推進法の施行状況調査につきましてでございます。1枚めくっていただきまして、2ページ目を見ていただければと思いますが、目次に書いてございますとおり、各法の条文ごとに都道府県に対してアンケート調査を実施して、その結果を集計したのがこの資料でございます。

それで、まず1番目でございますが、地域計画の策定状況及び策定予定時期につきましてということで、法の第14条関係でございますが、地域計画につきましては、既に29の自治体が策定を終えているということでございます。さらに、4の自治体につきましては、現在策定中であるということでございまして、未策定のうち、策定の予定があると答えたのが岩手県と大阪府ということで、策定の予定がないと答えたのが12あるということでございます。

続きまして、2番目、海岸漂着物対策推進協議会の組織状況ということで、4ページになりますけれども、これにつきましては組織済みというふうに答えた自治体数が25ございます。それから、組織してなくて予定もないというところが21、それで検討中が1ということで、若干計画よりは少ない状況であるということですが、どうしてかという理由としましては、他の形式の会議で対応できるということとか、あと、震災対応で策定できる状況ではないというようなことを回答しているところがあったということでございます。

それで、協議会の開催状況でございますが、不定期に開催するというところが多くて19、

定期的に開催しているというところが 6 というふうになっております。それで、23 年度までに開催したトータルの回数としては 12 の自治体が 1 回～2 回未満であるというようなことを回答しております。

次のページを見ていただくと、平成 24 年度開催した回数があるかというところでございますけれども、ほとんど多くの自治体が開催をしていないと。これは 11 月の段階で開催をしていないということで、年度末に向けて開催をする自治体もあるかと思えますけれども、非常に今は少ないというような状況でございます。

それから、協議会の構成員でございますが、これにつきましては 7 ページでございますけれども、市町村の関係の担当が一番多く入っているというか、構成としては非常によく似ているというか、市町村、都道府県の担当者、国の関係担当、それから NPO、企業、その他の団体、20 から 18 とそれぞれ大体の協議会ではそういう構成メンバーになっているのではないかと、いふふうに見受けられるということでございます。

それから、8 ページでございますが、海岸漂着物対策推進協議会における協議事項でございますが、その中身としましては、地域計画の作成が一番多くて、21 の自治体で作成が行われているということと、次には、対策推進に関わる連絡調整ということで、16 の自治体でそういう機能を担っているということでございます。

それから、次のページでございますが、海岸漂着物対策協議会の委員の改選でございますが、平成 24 年 11 月までに、発足以来、改選をしたかどうかというところでございますが、改選をした自治体が 7、していないところが 40 と、ほとんどはしていないということでございます。

それから、次のページへ行っていただきまして、海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況ということでございますが、委嘱につきましては、委嘱済みのところと委嘱予定のところもないということで、現在、まだ全く動いていないというような状況でありまして、これにつきましては、さらなる善処が必要かと思えます。

それから、海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況ということですが、これにつきましても指定をした自治体はなかったということになっております。

それで、5 番でございますが、海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況ということでございますけれども、実施しているという自治体数が 26、それから、実施の予定がないというのが 17、検討中が 3 というような状況になっているということでございます。

調査の内容でございますが、内容としましては、海岸漂着物の発生量、それから種類等の調査、これがほとんど、26 の自治体で行われているということでございます。それから、数は

減りますけれども、発生源等の究明調査とか、地理的な状況、それから河川ごみの状況調査ということも少ない自治体数でございますが、やられているというのが現状でございます。

それで、その結果の活用方法ということでございますが、活用につきましては、地域計画の策定に活用したというところが 20 の自治体、発生抑制対策に使ったというところが 11、重点区域・調査区域の選定のために使ったというところが 5、回収・処理方法の検討に使ったというのが 3 あるということでございます。

それから、ごみを捨てる行為の防止措置ということで、防止措置の主な内容としまして、これはグリーンニューディールによってやったものと、それから、平成 24 年にやられたもの、そこは 24 年に新しくやったということも含めまして平成 24 年にやったもの、それから、そういう記載がないものと 3 通りの資料になっておりますけれども、グリーンニューディールでやられたということであると、防止計画の制定というところが 4 件と一番多くなっているということでございます。それから、平成 24 年に実施したということであると、パトロール等の監視活動というのが 18 件ありますということになっております。それからあと、数は減りますけれども、看板等の設置とかキャンペーン・啓発活動というのもやっておりますということでございます。それから、次のページへ行きまして、分類がない中では、パトロール・監視活動というのが 5 件ありますという状況になっております。

それから、海岸漂着物等の処理に関する環境教育の推進、普及啓発というところでございますけれども、これにつきましては、清掃活動・クリーンアップ活動というところが 7 件、それから、パンフレットの作成・啓発資材の配布、これも 7 件あるということでございます。

それで、次のページ、これは平成 24 年度実施のものでございますけれども、これでも清掃活動・クリーンアップ活動が 10 件、パンフレットの作成・啓発資材の配布等が 9 件あるということでございます。それで、期間の分類がないものにつきましても、学校・企業における教育の実施というのが 2 件、それから、清掃活動・クリーンアップ活動等、1 件ずつあるというのが現状でございます。

それから、民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例ということでございますが、ボランティア活動との連携、支援というのがグリーンニューディール基金のときには 6 件、あと、海岸清掃活動に必要な資材の提供等、1 件ずつあるということでございます。それで、平成 24 年の実施ということであると、ボランティア活動との連携が 10 件、それから、その他の各種活動の推進が 4 件、報奨金制度の策定等が 2 件というふうな状況になっているということでございます。それから、特段その期間の記載がなかつ



たものとしましては、団体の活動支援ということで2件、それから、清掃活動等必要な資材の支援等々が1件ずつあるということでございます。

それから、安全配慮の実例ということでございます。それで、安全配慮につきましては、一番多かったのがボランティア活動保険の支援という形で、12の自治体がボランティアに対する保険費用の補助みたいなことで支援をしているということでございます。

続きまして、24ページですが、連携している、または連携が想定される民間団体ということでございます。これにつきましては、NPO 団体が一番多くて18件、それに続きまして漁業が12件、それから企業が8件、それから町内会・自治会が4件、あとボランティア団体が3件、その他、商店街とか建設業協会というのが1件。その他の団体、これが一番大きな数字になっていますけれども、それがあるといことになっています。

それから、海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生原因の究明ということでございますが、実施状況としては、効率的な処理等を行っていると答えた自治体が11、行っていないというのが36と、行っていないほうが4分の3以上あるということが実態となっております。

それで、成果の概要ですが、効率的な処理をやっているところの実例として、北海道、青森、神奈川、新潟、愛知、大阪、山口、香川、徳島、沖縄というところから出ておまして、流木等の処理やメカニズムを明らかにしたり、そういった流木等の量を予測したとか、そんなふうな成果を得ているというふうな回答があったということでございます。それで、これにつきましては追加の調査を行っているところがまた4件あるということと、調査等を分析して把握を行っているところも2件、それから、結果を取りまとめたところが2件、提案を行ったところが1件あるというのが成果として挙げられるということでございます。

それから、次のページですが、海岸漂着物対策事業に係る事業費ということでございますけれども、これは表の10-1なんですけれども、県単事業費のところの点の打つところが間違っておりまして、これが3億913万5,000円というふうになっております。それから、その下も4億7,742万円というふうになっておりますし、あと、グリーンニューディールのほうも点が打っていないのが22年、23年、15億と29億というのは点を打っていないんですけれども。それで、それを見ると、平成23年のグリーンニューディール、最後の年にグリーンニューディールの支出が一番多くなっているということが見てとれると思います。それから、県単の事業は比較的安定的にというか、同じ規模で支出が行われているというのが見てとれるということでございます。

それで、次のページですが、県が独自にやっているという施策が書いてございまして、秋田

県なんかは重点海岸における漂着物の回収・処理等を県単でもやっていますということと、宮城県でも清掃費とか、そういうのはやっていたけど、震災のために中止はしましたということがあります。

その辺は追って見ていただければと思いますが、次の 32 ページに飛びますけれども、都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組に当たった課題ということで、法の施行のメリット・デメリットというところを各都道府県から意見聴取をした結果がここに書いてございます。それで、メリットで多数の意見としては、海岸漂着物の処理に関して、責任の所在・役割が明らかになったということでございます。それから、海岸漂着物の回収・処理対策に要する費用について、政府の財政措置が明確にされているということと、海岸のごみ処理のほか、ごみの削減に向けた啓発にも新たな予算措置を行う筋道が開けたというような意見が出されております。デメリット・問題点としては、海岸漂着物の発生原因特定が困難で、発生抑制効果が現れてこないことがデメリットだというようなことと、財政措置ですね、グリーンニューディール、平成 23 年で切れて、24 年の補正で手当てをしたんですけれども、依然として恒久的なものではなくて、将来的にはどうなるかわからないということが各自治体のほうでは懸念されているというところでございます。それから、連携ということで、市町村と海岸管理者との責任の所在が明確にされなくて、責任の所在というかあれなんですけど、関係がうまくいかないというところがあって、混乱を生じているということも言われております。それから、処理推進法の運用に当たって、環境省・国交省及び農林水産省の 3 省がより連携を図る必要があるのではないかというような提言もいただいているというようなことでございます。それから、その他では、震災対応により十分な活動ができない、これは評価できないとか、そんな話があったということでございます。

それで、改善点でございますが、次のページ、グリーンニューディール基金終了後に、財政措置の話はいつも言われるわけですけれども、恒久的な財源を希望されるところが多いということと、あと、市町村の義務・役割ということで、地元市町村の一定の役割分担・責務をもっと明確にしてほしいというのが都道府県のほうの要望でございました。

それから、課題、提案及び要望で、財政措置以外ということであると、発生抑制、啓蒙及び情報公開においては、漂着物問題において全都道府県が共通意識を持って対策を推進することが必要ではないかというようなことも言われております。

そういういろいろ、こんな提案があるということで、読んでいると時間があれなんで、主なところでそんな話でございます。

それから、財政支援に関する要望としましてですが、対象地域の限定解除とか制度の拡大ということで、重点地域に限定したとか、いろいろあったんですが、平成 25 年度当初の要求に基づいて要望を出されている例もあって、そういった点につきましては、今回の補正で要求することによって大分対応ができていくかというふうに思います。

続きまして、地域グリーンニューディール基金執行状況調査ということで、36 ページ以降ですが、37 ページを見ていただきたいんですけども、調査した項目としましては、地域グリーンニューディール基金の使途、それから、地域グリーンニューディール基金実施に当たってのメリット・デメリット・改善点等々ということで、6 項目にわたってやっております。

それで、次のページを見ていただきたいと思いますが、地域グリーンニューディール基金の使途でございますが、約 80%が回収処理の費用に充てられたということでございまして、約 4 億円程度が発生抑制対策ということで、地域計画の策定も約 4 億円、あと、切り分けられないのも 3 億円あったんですが、そういったことで、ほとんどが処理に充てられたというのが実情でございます。

それから、次のページで、地域グリーンニューディール基金の実施に当たってのメリット・デメリット・改善点ですが、実施効果として、地域グリーンニューディール基金の事業によって、重点区域の清掃が進んだということを挙げているところが一番多かったということと、3 年間の基金でやったということで、複数年で対応ができたというのがよかったということと、あと、この基金自体が 10 分の 10 の補助率であったということで、非常によかったという評価を得たということでございます。

デメリットでございますけれども、これは時限的に補正でとったということで、3 年で切れてしまうということがデメリットであるということと、予算の流用、この地域グリーンニューディールの中でやりくりはできるんですけども、全体的な温暖化対策とか、ほかのものとの相互の流用ができなかったというのが秋田県から言われたということもございます。それから、その他でございますけれども、海底ごみとか漂流ごみについて使えなかったということが挙げられております。

それで、改善点としましては、その辺の裏返しということですけども、まず、実施主体が都道府県または市町村とされているので、一般の事務組合とか港湾管理者が実施する事業には出せないという問題があるということと、あと、継続した財政支援というのが確約されていないということが言われております。それに対応してほしいということでございます。

それから、42 ページですけども、この基金の運用の適用範囲ということで、これにつき

まして、25 年当初で要求していたものに対していろいろ意見が出たんですけれども、これについては新しい補正でとった基金では対応できているかというふうに思います。

43 ページでございますが、海岸漂着物の回収処理の量でございます。トータルで 3 万 6,160 トンが回収処理されたということになっておりますが、そのうちの 70% 近く、2 万 4,644 トンは流木とか木材であったということで、重さの比率にすると、流木・木材が多くなるんですが、プラスチック類で 2,739 トンということですが、ボリュームにすると多分結構な量にはなるとは思うんですが、そういったプラスチックも回収をされているというところでございます。

続きまして、44 ページですけれども、海岸漂着物を回収処理した理由・回収処理の主体及び連携している民間団体ということですが、回収処理をした理由としては、景観上の理由が一番多くて 28 の自治体、それから、生活環境等の環境保全、これが 22 の自治体等々となっております。

それから、次のページですが、45 ページで、回収処理の主体ですが、これは都道府県が多くて、25 の自治体が、都道府県がやっていると。それから、12 で市町村もやっている例があるということでございます。

続きまして、46 ページですが、地域グリーンニューディール基金による雇用の創出効果。もともと地域グリーンニューディールが雇用対策という面で要求をしたもので、そういった意味でもこの効果を一応図ったということでございます。創出効果の状況を把握しているかということで、把握しているという自治体が 15、どちらとも言えないというのが 3、していないというのが 19 あるということでございます。

それから、最後、地域グリーンニューディール基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容ということで、一応、平成 23 年度で地域グリーンニューディール基金は終了したんですけれども、震災等の影響を受けた自治体においては、24 年度も実施できるということにいたしたところ、この自治体が延長して実施をしたということでございます。それで、事業としては、海岸漂着物対策の協議会を開催をしたとか、あと、漂着物の回収・処理を行ったというような事業で実施をしているということでございます。

以上が事務局からの報告でございます。

兼廣座長 はい。どうもありがとうございました。事務局のほうから、法律の施行状況の内容と、あと、グリーンニューディール基金の執行状況について、詳細にご紹介いただきました。この内容についていろいろご意見あるかと思うんですが、最初に述べましたように、一通り事

事務局のほうから全体の資料をご説明いただいた上で、相互の討論の中でさまざまな意見交換をさせていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題の3番目に移らせていただきます。今回が第7回ではあるんですが、今年度の第2回目になります。前回の12月でしたか、専門家会議の中で委員の先生方からいろいろご意見を伺っていますので、その委員の先生方のコメント、内容、指摘された点について事務局のほうでまとめていただいていますので、その内容のご説明をお願いいたします。

森海洋環境室長 では、お手元の資料4をご覧いただきたいと思います。これは、前回の委員のコメントをこちらのほうでまとめさせていただいた資料でございます。それで、発生抑制対策でございますけれども、これにつきましては兼廣先生のほうからは発生抑制について、さらなる有効な方法を検討すべきとか、あと、金子さんのほうからは、河川環境や3RのNPO・NGOも議論に加わるべきと。それから、廃棄物の不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要があるという田中先生のご意見とか、モラル向上のために清掃活動の参加等、長期的な対策が必要である、田中先生でございますが、それから、河口域での重点的で定期的なごみの回収により、海洋にごみを流出することを防ぐべきだということを藤枝先生がおっしゃったということでございます。

それから、ごみの流出経路の調査・把握ということで、川のごみは河川及び河川敷への不法投棄のみではなくて、市街地の道路の植栽、橋からとか風雨による散乱ごみも多いと。実態把握により、国土管理全体で散乱ごみ対策を位置づける必要があるという小島委員の意見がございました。

それから、国民の普及啓発等の必要性ということで、自治体、NPO・NGO、地域住民が連携し、普及啓発を行うべきという金子さんの意見があったということでございます。

それから、国及び地方公共団体の責務ということで、ごみの発生源である地方自治体が海岸漂着物対策に積極的に取り組むための措置や指導が必要。これは兼廣委員と小島委員がおっしゃったことです。それから、国は、都道府県に対して、説明会や意見交換会を開くべきというのが小島委員の意見でございます。

それから、地域計画等においては、国は、基本方針だけでなく、国として取り組むべき事項と工程表を盛り込んだ都道府県の地域計画に対応した基本計画を策定すべきという金子さんの意見。それから、県域を越える広域的な対応が希薄であるということをおっしゃってありました。

それから、財政措置としましては、財政措置は必要であるが、効果的・効率的な使い方を

する必要がある、これは兼廣委員と小島委員のご意見です。それから、事業内容に応じて、重点的に予算配分をすべきという、発生抑制対策とかというのを小島委員と金子委員がおっしゃったと。それから、漂流ごみ、漂着ごみで予算が分かれていて、使い勝手が悪いという長野委員のご意見。それから、最後には地域グリーンニューディール基金の事業内容、事業の効果を検証すべきという、渡邊委員ですね。それから、海岸林や海岸段丘上の漂着物の回収・処理が補助の対象外であるということが問題であるという金子委員。

それから、漂流ごみ・海底ごみの附帯決議関係ですけれども、漂流・海底ごみについても対策が必要というのが兼廣委員と金子委員の意見でございまして、あと、カキ養殖のパイプ等、海域及び海中に発生するごみの原因を究明すべきというのが藤枝委員の意見だったということでございます。

兼廣座長 はい。どうもありがとうございました。前回の委員の先生方からのコメントをまとめていただきました。法律の施行、それから、グリーンニューディール基金の予算措置によって、海岸の漂着ごみ問題というのは全国的にも前進したことは間違いありません。その上で、委員の先生方のコメントは、より改善すべきいろんな点があるだろうという意味で、この内容を捉えていただければというふうに思います。

それでは、続きまして、海岸漂着物処理推進法及び基本方針に関して、現状とその施行状況の評価というんでしょうか、その評価の案を作成していただいていますので、資料5について、ご説明をお願いいたします。

多田海洋環境室長補佐 それでは、事務局から説明させていただきます。資料5のほうをご覧ください。

前回の専門家会議の中で、竹村委員からマル・三角・バツのような形で、政府としてどのように今までの海ごみの政策を評価しているのかということをお問われまして、こちらの評価表の案としておりますけれども、つくらせていただきました。こちらは案なので、今日の会議の中でご意見をいただいて、評価のところを変えていただくとか、課題のところを追加いただくとか、そういう議論の仕方でお話をさせていただければというふうに考えております。時間もありませんので、簡単に項目ごとに説明いたします。

見方なんですけれども、一番左の欄に海岸漂着物処理推進法の法律の条文、その右側に該当する基本方針の部分を抜粋しております。三つ目の四角に今の現状、それに対する評価の案ですね。どういう理由でそういう評価になったのかと、今後どういう課題が残っているのかというような見方をさせていただければと思います。評価なんですけれども、マルが取組中で、三角

が取組に向け検討中、バツが未着手というような項目で分けております。

では、第 16 条の関係なんですけれども、海岸漂着物対策活動推進員等団体を都道府県が必要と考えたときは委嘱することができるんですけれども、現状としましては 9 団体で検討中であるんですが、委嘱済みの自治体は存在しません。なので三角としております。国のほうは、もし都道府県がこの推進員などを必要としたときに、民間団体や学識経験者を紹介するなど、情報提供ができればいいのではないかとというふうに考えております。

次なんですけど、第 17 条の処理の責任等ということで、海岸管理者が海岸漂着物の処理の責任を負いますということなんですけれども、先ほど室長からご説明したように、全都道府県のうち、29 の自治体で地域計画のほうを策定済みで、策定中または策定予定ありとした 6 自治体を合わせると 35 自治体、全体の 75% で海岸漂着物の対策を実施しております。地域グリーンニューディールの基金で活用して、3 年間に全国で 3 万 6,000 トンの海岸漂着物の回収・処理が行われたということで取り組み始めているという、多くの自治体で取り組んでいるということで、マルというふうにしております。しかし、一部の都道府県においては、海のあるところでも地域計画を策定していなくて、地域計画は、基本は都道府県が必要と認めるときに作成するものと法律でされているんですけれども、国としては引き続き都道府県に対し、説明会や意見交換の場を設けてつくっていただくように、取り組んでいただくように働きかけを行っていきたいというふうに考えております。また、海岸漂着物の被害に遭っている都道府県だけではなくて、その発生源になっているような地方公共団体も取り組んでいただけるように、そういう工夫が必要なのではないかとというふうに考えております。

次なんですけれども、第 18 条、市町村の要請ということで、実際、その都道府県にいろいろ基金の関係ですとか連絡はしているんですけれども、市町村がどのように考えて海岸漂着物に関する対策をしているのかというところを、国としてはあまり状況把握ができない部分もありますので、今後、市町村の要請なども状況把握などをしながら把握して、状況把握に努めていきたいと考えているので三角というふうにしていきます。

3 ページ目に進んでいただいて、第 19 条の協力の求め等なんですけれども、これ国内の問題なんですけれども、他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかな海岸漂着物があつた場合に、知事に対して必要な事項に関して協力を求めたり、環境大臣にあつせんを求めたりすることができるというふうになっております。しかし、こういうことが必要になった事例というのは現在のところ存在していません。しかしながら、総合的・広域的な対策というものは今後重要になってくるのかと考えておまして、今、伊勢湾総合対策協議会という

ころで、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市におきまして、発生源の都道府県も含めた総合的・広域的な取組のほうを検討し始めておりますので、国としては、こういう先進的な取組に対して必要な支援を行っていききたいというふうに考えておきまして、まだ、検討中ということで三角とさせていただきます。

次、第 21 条のところ、外交上の適切な対応、国外からの海岸漂着物、特に日本海側で多いかとは思いますが、これに対しては、国としては、日中韓三カ国環境大臣会合ですとか、NOWPAP、北太平洋地域海行動計画などの国際的な枠組みを活用して、海岸漂着物、お互いに対策を行っていきましょうというような国際的な働きかけを行っております。取り組んでおりますので、マルというふうにしております。

4 ページ目に行っていて、日本海側ですけれども、 の関係国への要請の実施等ということで、塩酸の入った廃ポリタンクや注射器などの医療系廃棄物が大量に漂着することがございます。その際に、外交ルートを通じて関係国に対して申し入れを行っていくということもこれまでやってきておりますし、依然として周辺国からの海岸漂着物の問題が解決できていないというものもありますので、引き続き関係国との対話を行っていく必要があるというふうに考えておきまして、取り組んでいるのでマルとしています。

また、 の民間団体や学識経験者による国際的活動との連携ということで、政府レベルではなくて、民間団体とか学識経験者のレベルでも連携を図って、海岸漂着物対策を進めていただいておりますのでマルにしております。

22 条なんですけれども、発生の状況及び原因に関する調査ということで、どういう海岸漂着物があるのかというのと、あと、基本方針の中に我が国から周辺国に漂着するものに関する実態把握ですとか、それらの調査の情報の共有をするようにというふうにして書いてあるんですけれども、環境省の事業なんですけど、「漂流・漂着・海底ごみ削減方策総合検討事業」ということで、これらの調査のほうを実施しているところでございます。先ほどもアンケートの結果を説明しましたが、地方公共団体においても 56% に当たる 26 自治体で発生状況ですとか原因に関する調査を実施しております。今後は、今調査はやっているんですけれども、その結果が出次第、情報共有を図っていく必要があるというふうに考えております。まだ手をつけていない、我が国から周辺国に漂着するものに関する実態把握のほうもあわせて行っていくということでマルに、取り組んでいるんですけれども、情報共有ですとか、さらなる調査ということで一部三角というふうにさせていただきます。

5 ページなんですけれども、第 23 条で、ごみ等を捨てる行為の防止ということで、これは



特に、とりわけ海岸漂着物に限ったものというよりは、そのごみ自体を減らしていきましょうですとか、ごみ等の適正な処理等の推進とか、廃棄物関係の施策になります。各種リサイクル法の適切な実施や再生利用認定制度や広域認定制度等の廃棄物処理法による 3R の推進等、循環型社会の形成に努めております。データとしても、平成 22 年の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 12 年と比べて 18%削減されているということでマルというふうにさせていただいております。

6 ページに行ってください、ごみ等の適正な処理等の推進のところでも、国民は、日ごろの暮らしの中でごみを少なくする配慮やリサイクルを実施している。それが、ひいては海岸漂着物等の発生抑制につながっているというふうに考えております。内閣府の世論調査なんですけれど、平成 24 年 6 月の調査で、ごみを少なくする配慮はリサイクルの実施をしている方というのが 86.8%もいらっしゃるということがわかっております。先ほども申し上げたように、ごみは年々減少傾向にあると考えております。なので、マルとしております。

6 ページの下なんですけれども、不法投棄に関する規制措置の実施ということで、廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携のもと、総合的な施策を実施して、不法投棄などの防止のほうをしております。具体的には、ポスターの作成やパトロールなどの監視活動を行っております。また、河川においても、漂流・漂着ごみ問題に取り組んでいただいております。同じく地方公共団体においても、パトロール等監視活動や看板等の設置、キャンペーン・啓発活動などを実施しております。

8 ページに行ってください、第 24 条なんですけれども、土地の適正な管理に関する助言及び指導ということで、ごみ等が市街地、森林、農地、河川、海岸等の土地から水域、河川などを經由して海に流れ出るといったことが実際あるかと思うんですけれども、そうならないように、その土地の占有者や管理者に対して、国や地方公共団体が土地を適正に管理するようというふうな助言や指導を今までも行っておりますし、今後も行っていく必要があるということで、取組中ということでマルというふうにしております。

9 ページに行ってください、民間の団体等との緊密な連携の確保等ということで、民間の団体等が果たしている役割の重要性を留意して、国の施策を行う上で連携を図っていきましょうということなんですけれども、で国民、民間団体等の積極的な参画ということで、環境省ではパンフレットを作成したり、子どもにもわかりやすい教材をつくったり、教師を対象とした勉強会の実施や教材の提供、また、地方公共団体においてもボランティア活動との連携・支援や、海岸清掃活動に必要な資材の提供などを行って取り組んでおります。これは引き

続き、国民や民間団体等の積極的な参画を促進してまいりたいというふうに考えておりました、マルとしております。

9 ページの下のほうの自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保なんですけれども、実際、海ごみの問題に取り組んでいただくときは、自発的な活動として行っていただきたいというふうに考えているんですけれども、国民や民間団体等がそのような自発的な意思のもとで海岸漂着物の取組に参加していただいているというふうに認識しております。今後もそれを応援していく形でやりたいということでマルとしております。

10 ページに行ってください、 の民間団体等との緊密な連携と活動の支援ということで、実際、この専門家会議でも民間の学識者の皆様に、有識者の皆様に参加いただいて、いろいろ幅広いご意見をいただいて、それを政策に役立たせていただいておりますし、地方公共団体のレベルでは、その 11 ページに書いてありますけれども、民間団体等が活動する際に安全性の確保をしなければならないというふうに書いてあるんですけれども、特に地方公共団体においては、ボランティアが海岸清掃する際の保険に加入するなど、安全配慮のほうを特に重視しているそうです。取組中ということでマルにしておりました、今後も民間団体等との連携を引き続き図ってまいります。

11 ページに行ってください、第 26 条なんですけど、海岸漂着物に関する環境教育のところなんです。環境教育の普及や普及啓発をしていきますよということで、これまで清掃活動やパンフレットの作成やイベントなどを行ってきました。取り組んではいるんですけれども、今後の課題といたしましては、環境教育や普及啓発をした後、どのような効果が出てきたのかということも含めて検討していく必要があるというふうに認識しております。

12 ページに行ってください、28 条のところ、技術開発や調査研究等の推進等ということで、海ごみに関して、効率的・効果的な回収方法ですとか、海岸漂着物等の処分等に関する技術、また、発生の状況の調査、発生の原因の究明に関する手法、また、これらの調査の成果の普及などをするというふうになっているんですけれども、いろんな国も地方公共団体のレベルも調査をしているんですけれども、これらの成果の普及に努めることが今後は必要になってくるのではないかとというふうに考えております。取組中なのでマルというふうにさせていただきます。

14 ページに飛んでいただいて、第 29 条の財政上の措置ということで、政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないというふうにされておりますが、先ほど室長からご説明申し上げたとおり、関係省庁でそれぞれ予算要求をして、財政上

の措置を講ずるよう努力しているところなんですけれども、一部、地方公共団体においても独自に予算を措置して、海岸漂着物の回収・処理、海岸美化・清掃などに力を入れているというふうに聞いております。引き続き、こちらのほうは必要な予算の確保に向け頑張っていくということで、やっていきたいと思っております。予算は確保するんですけれども、その中で、執行の中で重点的に発生抑制対策などに予算配分するですとか、使い勝手をよくしていくですとか、効果的・効率的な使い方というのを考えて、見直していく必要があるとも考えております。

30 条の海岸漂着物対策推進会議なんですけれども、こちらは、推進会議のほうはこれまで大体 4 回開催いたしました。専門家会議を 6 回開催いたしまして、いろいろご意見いただいているところなんですけれども、今後もこの枠組みを利用しまして、海岸漂着物関係の連携を図ってまいりたいというふうに考えておりました、マルとしております。

法制の整備で第 31 条があるんですけれども、財政上の措置、その他総合的な支援の措置を実施するために必要な法制の整備を速やかに実施するというのがあるんですけれども、現在のところ、法制の整備を速やかに実施しなければならないという状況にはなっていないというふうに認識しておりました、この見直しの議論もそうなんですけれども、施行状況を見ながら検討を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

あとは、附帯決議のところ、海岸漂着物だけではなくて、漂流ごみや海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むことというふうにあるんですけれども、現在、一部、閉鎖性海域において、海面に浮遊するごみや流木等の回収を行っていたり、「漁場漂流・漂着物対策促進事業」において、漁業活動中に回収した漂流物等の処理費用等について助成をすることなどを行っております。また、漂流・海底ごみというのが実態としてどのようになっているのかというのを把握する調査のほうも実施しております。この件に関しましては、今検討しているとか、一部取り組んでいるということなので三角とさせていただきます。

駆け足になってしまいましたが以上になります。

兼廣座長 はい。どうもありがとうございました。詳細にご説明いただいて、ありがとうございます。

海岸漂着物処理推進法、それからグリーンニューディール基金の施行から三、四年たつわけですが、それらの取組の成果、それから効果等といったようなものを今まとめた表の内容の説明をいただきました。多岐にわたる項目について、三つ目が現状、取組状況だというふうにお考えいただきたいんですが、その取組状況と、その成果あるいは効果というものを、見ながら次の改善に進んでいっていただきたいというのが委員の先生方からも強くありましたので、

評価欄では自己評価のような形で環境省さんにつけていただいています。こういう内容について、今、評価については、その理由とか今後の課題も述べてありますので、この内容もご確認いただき、それで一通りここで資料のご説明いただきましたので、全体を通して資料 1 から 5 について、少し時間ございますので、20 分から 25 分ぐらいございますので、委員の先生方からいろんな意見を出していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。田中先生、どうぞ。

田中委員 よくまとめられているという印象を持ちました。資料 3 の調査ですけども、調査の方法が最初にもっと詳細に書いていただいたほうがいいかなと思います。いつの時点での調査なのか、何年度の活動なのか、誰が記入したのか、それから、その活動も基金を使ったものと基金を使ってないものと、それから、言葉の定義なんかも、「年平均人数」というような書きっぷりが一番最後のほうにあったと思うんですけども、46 ページですけども、青森が 4,584 人、大阪は 0.4 人というのがあって明らかに言葉の使い方が違うと思います。これに関わった延べ人数、人日で表現すれば、こういう違和感はないような数字が出てくるのではないかなと思っております。という意味で、データを正確に、そして、毎年こういう状況で報告されていますので、場合によっては最後に、経年的に見たらどういうことがわかったのかとかというような考察もあるといいかなと思いました。

それから、もう一つは、効率的な処理をしているか、していないかというようなのも、効率的な処理というのをどうやって書く方は判断するのかというのが、アンケート調査の記入要領に書いているのかどうか。効率的な処理あるいはリサイクルでしたか、そういうのもありますね。

それから、先ほどおっしゃったトータルで 3 万 6,000 トンの処理をグリーンニューディール基金で 60 億円を使って処理したと言うことですが、それだけ見ると、じゃあ 1 トン当たり約 17 万円を使ったんだなということで、これが安いのか高いのかというような見られ方をします。それから、これ以外にもグリーンニューディール基金を使わないで処理している海岸漂着物というのがどの程度あるのかという疑問もあります。それで、グリーンニューディール基金は、ある程度集めたり運んだりするようなところは結構ボランティアの活動によっていると思います。そうすると、その処理費といっても処理・処分のところだけの費用なのか、収集・運搬も入っているのか、その辺が疑問がありました。

それから、資料 5 は、評価が結構マルが多くて優等生のような評価になっているのですが、自主的に自己評価ですのでいいような評価になると思うんですけども、1 ページ目の、例え

ば活動推進員はまだ一人もいないのでペケでもいいのかなと思います。まだ委嘱がゼロですね。活用もしていないので、委嘱はしたけども、活動推進員の活動が少ないというようなのだったら三角でもいいけども、委嘱、活動員が全くゼロというような状況ですと、もっと厳し目の評価でもいいかなと思います。最終的には、持続的に海岸漂着物が適正に処理できるような状態にするというのを目標にしているので、そのときに二重丸をするようにして、その過程までは少し厳し目の評価のほうがいいのではないかなと思いました。

あと、国際的な協力というのが重要な目的になっています。国際的な協力に関して、協力を求めるとか国際的な会合をやっているということですが、もう少し国際的な協力を、お互いにもっと積極的にやっていくような取組ができないかなというのが、感想として思ったわけです。三つの大きな目的がございますけれども、その1本が国際的な協力だと思っんです。その部分が弱いかなという感じがします。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。ご質問ということだけではないと思うんですが、ご意見、簡単にあればいただけますでしょうか、今の田中先生の。よろしいですか。

森海洋環境室長 はい。ご指摘を踏まえて、評価面も厳し目に書いてみたいというふうに考えておりますし、その辺、ご意見を踏まえて課題等を直していきたいと考えております。

兼廣座長 はい。ありがとうございます。私も1点だけ、資料3の施行状況調査、これは非常に、内容的にもたくさんありますので、ある意味では調査結果が整然と並べられてはいるんですが、最後に、田中先生もご指摘あったように、まとめに相当する、そういう、この内容の評価的なものにつながるのかもしれないんですが、そういうものをつけてほしいなというふうに思います。またご検討いただければというふうに思います。

渡邊先生、どうぞ。

渡邊委員 座長、ありがとうございます。たくさんあるので、なるべく要領よくやりたいと思います。

一つは、前回意見を申し上げたんですが、この施行状況調査、議事録の22ページに私、意見を言っていますので、それをご覧いただきたいと思います。要するに施行状況について、このペーパー自体が広報の意味を持っていると思うんですね。その中で、これが幾つできているとかどうかというのではなくて、自治体でいろんな工夫をして、その結果としてうまくいった事例とか、あるいは失敗しちゃったとかというやつも載せれば、それがまた他の自治体の今後の活動の参考になるということで、少しそういうことを書いていただいたらいかがでしょうか

ということを申し上げました。多分時間はないと思いますので、できれば来年度の施行状況調査の中では、そういった自治体での実際の活動をもう少し調べて、好事例あるいは失敗事例、そういったものも入れながら、施行状況調査をやっていただきたいということが1点、これは意見であります。

それから、もう一つ意見ですが、この基本方針の評価表につきましては、こういう形で作っていただきまして大変ありがとうございます。私は、これ今何をやっていて、それがどの程度できていて、今後それはどのようにしていかなきゃいカンのか、そのための課題を見つけるための表であるということが重要だと思うんですね。そういった点から申し上げますと、確かに現状は書いてあるんですけども、基本方針はもっと詳しく書いてある。基本方針には、こういうことに努めるとか、こういうことをやるべきだということが書いてある。例えば5ページ目の、我が国から周辺国に漂着するごみに関する実態把握なんていうのは、その下にこういうことをやるということが詳しく書いてあるわけです。これ一体、書いてあることがどうできたのか、できていないのか。あまり長く言うと何ですけども、例えば10ページ辺りも、真ん中に民間団体等との緊密な連携ということで、国はこういうことをやるんだ、地方公共団体はこういうことをやるんだということが書いてあるわけですが、それを実際やっているのか、やっていないのか、どうしてやれなかったのか、そういったことをもう少し丁寧に現状のところに書いていただきたい。そうしますと、そこから一体何が課題なのかがもっと見えてくる。単に成績がよかった、悪かったというだけではなくて、そういうことがしっかり見えてきますので、現状の分析をしっかりやっていただきたい。これは今回間に合うと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、質問があります。なるべく短くやりますけれども、この施行状況調査ですが前回の24年2月にやったものと比較したらどうなっているのかというのを見ますと、全体的にこの1年間あまり進んでいないという印象を強く持ちました。そういった中で、後ろのほうの幾つかのものは、前は実施している自治体、実施していない自治体というようなことで書いてあったんですが、今回そういうのが落ちておりまして、これはちゃんと分析してほしいと思うんですね。前回と比べて書いていないものは、厳しい見方で申し訳ないんですけども、大体、実施数が減っているとか、そういうところが多いんじゃないかと思うんですね。ですから、私が非常に心配していますのは、法律が通ってからここまで来て、あの当時の盛り上がりが逆に薄れてきているんじゃないかと、昨年辺りと比較しますと。この点は、どう評価されるのか、これはご質問ということでお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、まだ幾つか質問があるんですけども、それはやめまして、もう一つだけ申し上げますと、グリーンニューディールの事業の中で、ご意見として、県や自治体はできるけれども、NPO 等ができないということを書いてあったと思いますが、実際の事業としては八つの事例で NPO 等がやっております。そこは一体どのような工夫をしてやっておられるのか。それは非常に参考になるような気がするんですね。その点と、それから、今回の 100 億については、県・自治体ということで限られるのか、もう少し NPO とか、そういった団体がその資金を使えるのか、その辺のところをご質問したいと思います。

それから、もう一つ、24 年と 24 年新というのが書いてありまして、先ほどご説明を聞いたんですけど、いま一つよくわからなかったのが、これはどういう意味なのか、教えていただければと思います。

兼廣座長 はい。今ご質問の部分、簡単にご説明できますでしょうか。

森海洋環境室長 すみません、前回に倣った形で調査をしたつもりなんですけれども、決して数が減ったからとか、そういうことではなくて、多分、単純に抜け落ちたということなんで、そこはもう一度ちゃんと調べ直して比較できるような形にしたいというふうに考えております。

それから、基金のほうの実施のほうですけども、地方自治体、都道府県及び市町村が実施するものということは、一応、国が出すお金なものですから、普通の民間がそのまますぐ使えるということではなくて、地方自治体が一応管理をした上で実施をしていってもらうということで、その連携をして実施する分には全然問題ないので、そういった形で地方において連携をしていただければというふうに思います。

それから、最後の 24 年、グリーンニューディールで実施したのと、あと 24 年の無表記とか、あと 24 年の新規とか、そういう分類がわからないというところでしょうか。

渡邊委員 例えば 21 ページ辺りですね。

森海洋環境室長 はい。これにつきましては、明らかにグリーンニューディールで実施したものというふうにアンケート調査をしたものですから、返ってきた答えが、そういうふうにグリーンニューディールで実施したものがこれだけだと。それから、24 年度に実施したものとして、新しくやったものも含めてやったものはこれですというような回答しか返ってきていないものですから、これ確認をとると、全体にどういうふうな関係になっているかわかるんですけども、時間がなかったものですから、確認がとれないままに集計をしているということで、これも確認をした上で修正をしたいと思います。

兼廣座長 よろしいですか。

渡邊委員 はい。

兼廣座長 西島先生、どうぞ。

西島委員 時間も無いようなので、簡単に1点だけお話をしたいと思います。この法律ができて3年次のステップに進む、どうしたらいいだろうかというときに、100億円の資金が確保できたということは、この委員会委員の一人としても大変うれしく思っております。

さて、次のステップに進むとき、これは先ほど渡邊委員、その他の委員の皆様からおっしゃったように、この3年間の評価というものが必要不可欠であり、これがなければ次のステップに進めないと言えるのではないかと思っております。評価は、現在の法制度、制度面でどうなのかということと、50億円の資金が適切、効率的に使われたかという二つの面で行う必要があるだろうと思います。先ほど、法制面については非常に詳細な評価表をつくっていただきました。こうした評価表をもう少したたいていけば、評価がより明確になってくるかなと思っております。問題は資金面でございます。50億円の評価というのは難しいというのはよくわかります。私も長年、公共事業の世界で生活をしてきましたが、我々の整備した施設の効率的な資金の使い方について、各方面から議論を多くいただきました。この制度は公共事業とは大分違いますが、それでも次のステップでまた資金を使うとすれば、これまでの資金の使い方について十分な説明、アカウンタビリティが要るのではないかと思います。例えば、これもご指摘ございましたように、43ページに3万6,000トンのごみが収集されたとあります。恐らく一般の方々、この量が一体何を意味しているかわからないと思うんですね。この収集量によって、日本の海岸の、海岸線の環境が相当改善したと言えると、3万6,000トンの回収の効果があつたと言えますし、その説明がないとよくわかりませんですね。恐らくこれからも100億円を使って3年の間にごみの回収をなさるでしょうが、それを続けていくためには、ぜひ経年的なごみの回収量、そして、その回収が日本の海岸線の環境の整備に大きく貢献したということは何らかの形でご説明いただくと、多分この制度と資金の説明ができるのではないかと思っております。大変、難しいということは十分存じ上げておりますが、少しでも、その方向に向かって、もう少しご努力いただければ、この委員会に参加している委員として大変うれしく思っております。

以上でございます。

兼廣座長 はい。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、三野先生。

三野委員 欠席がちで、外れたような意見になるかもしれませんが、質問というよりも、ど



ちらかという感想めいた形になるかもしれませんが、確かにこれから今、大きな節目で、新しい形へどういふうに今までの成果を踏まえて転換していくかという大きな時期に差しかかってあって、非常にうまく整理されているということはよくわかりました。ただ、この制度、最後の説明いただきました資料5の制度の中で、確かに体系的に見ると、国・県・市町村の役割分担というのは非常にうまく整理されているんですが、逆に機能分担という点が若干欠けているんじゃないかと。国と県、あるいは県と市町村の間にどういう関係を持つか。例えば連携といいますと、行政とNPOと企業とという、その間の連携はあるんですが、例えば市町村ごとの連携というのをどういふうに指導し、調整していくかというのは、県の大きな役割ではないかと思うんですね。あるいは県の連携というのは、この海岸漂着ごみというのは、必ずしもそれぞれの、じゃなくて広域連携が非常に重要だということはこの中でどんどんわかってまいっておりますので、むしろ市町村間には非常に利害、発生源の市町村もあれば、被害を受ける市町村もある。その間の役割の機能の分担というのが、若干、この点検の中に不足しているのではないかという気を受けますので、できましたらこの辺の視点も含めて、次のステップの一つの課題にいただければという印象を受けましたので、意見として述べさせていただきます。

兼廣座長 はい。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。川崎先生、どうぞ。

川崎委員 資料5をまとめるときに、資料3で都道府県が実際施行していますので、そこでの問題点を盛り込んだ形でまとめた方がいいのではないかと考えています。例えば都道府県における課題を資料5の現状に反映するという形で、まとめていけたらいいのではと考えています。

兼廣座長 はい。ありがとうございます。

先ほどもご意見あったかと思うんですが、24年度の補正で100億円の予算がつくということで、前回のグリーンニューディール基金のときにも、今日の報告でも若干問題になりましたように、回収・処理の費用に七、八割が使われてしまうということがないように、その使用の仕方については今回、工夫とか検討されるんでしょうか。

森海洋環境室長 先ほども申しあげましたけれども、どうしても発生抑制対策は重要であろうということもありまして、各都道府県にやっていただく、実施要領・要綱をつくっていただくんですけれども、そこで各都道府県においては発生抑制対策に取り組むということを一文入れましたので、必ずその都道府県においてはやってもらうことになるということでございます。

兼廣座長 はい、ありがとうございます。できるだけ有効に使っていただければというふう

に思います。

そろそろ時間には来ているんですが、今回は2回目ということで、もう一度、もう一回あるんでしょうか。

森海洋環境室長 予定といたしましては、あと1回の開催ということでございます。それで、開催日もこちらのほうで予定しているのが3月14日の3時を一応予定をしております、これにつきましてもホームページ上でお知らせはしますけれども、そういうことで準備をしていきたいと思っております。

兼廣座長 はい。3回目は、一応どういう内容で検討していただけるようになっているんでしょうか。今日のご意見等を踏まえて、より今回の結果をもう少し整理し直されるのか、あるいは新しいまたデータとか出てくるんでしょうか。

森海洋環境室長 資料としては今回のものが一応ベースになるということでございます。それで最終的に推進会議のほうに報告するというので、次回を取りまとめというふうに考えているのですけれども、状況において、そこは再考をする必要があるかもしれないんですが、現段階では取りまとめということで考えております。

兼廣座長 そうしましたら、今日の先生方のご意見いろいろありましたので、そういうのを反映していただければというふうに思います。

森海洋環境室長 速やかに反映をした上で、資料等もまた委員の先生にお送りして、まとめられるように時間的余裕を持って対応したいと考えております。

兼廣座長 はい。ありがとうございます。

時間も来ましたので、特に。どうぞ、渡邊先生、最後に。

渡邊委員 何度も申し訳ございません、ありがとうございます。

事務局にお伺いしたいんですけれども、これの最終的な成果なんですけれども、これは基本方針を変えるということで、具体的な内容をこういうように変えとかというような話まで持っていくのか、あるいは基本方針を一応評価して、今後これをしっかりやってほしいというような話になるのか、その辺り、もし基本方針を変えるというようなことであれば、次ぐらいには案が出てこないと間に合わないと思うんですけど、どんな感じでしょうか。

森海洋環境室長 最終的にというか、今回の議論を踏まえて結論というか最終的な案をつけた段階で、それが基本方針をいじらないでも済むのであるか、それともいじる必要があるのかということ、その段階で見極めた上で対応をしていく必要があると思います。

兼廣座長 よろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

多田海洋環境室長補佐 本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。これにて、本日の第7回海岸漂着物対策専門家会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時30分 閉会